

業 務 説 明 書

- 業 務 名 : 宇陀市健康増進エリア調査・検討業務
- 業 務 番 号 : 第05-C036号
- 業 務 場 所 : 宇陀市榛原萩原 地内
- 履 行 期 間 : 契約日から令和6年3月19日

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木工事設計業務共通仕様書（令和5年版 奈良県県土マネジメント部）」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。

1. 業務の目的

本市では、市内4地区においてそれぞれの地区のまちづくり基本構想を策定し、平成29年4月7日付けで「まちづくりに関する基本協定」を奈良県と締結した。令和4年度、近鉄榛原駅周辺地区まちづくり基本計画に位置付けられた「健康増進エリア」の基本構想について、市民の声を聞きコンセプト及び基本方針の検討を行った。本年度は、民間活力の導入による整備・活用を行うための検討や事業スキームの検討を行い、健康増進エリアのコンセプト「宇陀の魅力を体感し、健幸を実現する交流拠点」の実現に向けて、必要な調査・検討を進め、にぎわいと交流を生み出すまちづくりを目指す。

2. 業務内容

①前提条件の整理

近鉄榛原駅周辺地区まちづくり基本計画の内容を踏まえ、市と協議を行いながら整理し、健康増進エリアの可能性の洗い出しを行うとともに、課題の抽出と、価値の分析等を行う。

②整備イメージ案の検討

健康増進エリアでの事業の可能性をイメージできる整備案を作成すること。作成にあたっては、立地特性や民間事業者の視点を考慮するとともに、市民活動との連携を意識した使い方を検討し、③の民間事業者へのヒアリング結果を反映しつつ、整備イメージを2パターン程度作成すること。また、アドバイザーとして住民主体のまちづくりを専門とする有識者の意見を聞くこと。

③民間事業者へのヒアリング

②で作成した案を基に民間事業者への説明資料を作成し、民間活力導入の可能性についてヒアリングを行うこと。民間事業者が独自のアイデアやノウハウを発揮できるような情報収集を行い、②に反映すること。

④打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間、納品時の計3回とし、必要に応じて適宜実施する。

⑤報告書作成

事業の結果をとりまとめ、報告書を作成する。

3. 納入成果品

本業務での成果品は以下のとおりとする。

○電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（以下、要領という。）及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名または押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議すること。

○成果品の提出

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを従来方式の原稿に代わるものとしてCD-Rに納め1部提出するとともに、製本版1部（報告書（簡易製本等））、その他発注者が指示するものを納品する。

「要領」で特に記載がない項目については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

4. 閲覧資料

(1) 参加表明書の作成にあたっては、閲覧資料はない。

(2) 技術提案書の作成にあたり、下記の(3) 閲覧資料のうち①を閲覧可能とする。なお、技術提案書の作成以外には使用してはならない。

(3) 閲覧資料

① 榛原健康増進エリア基本構想策定業務

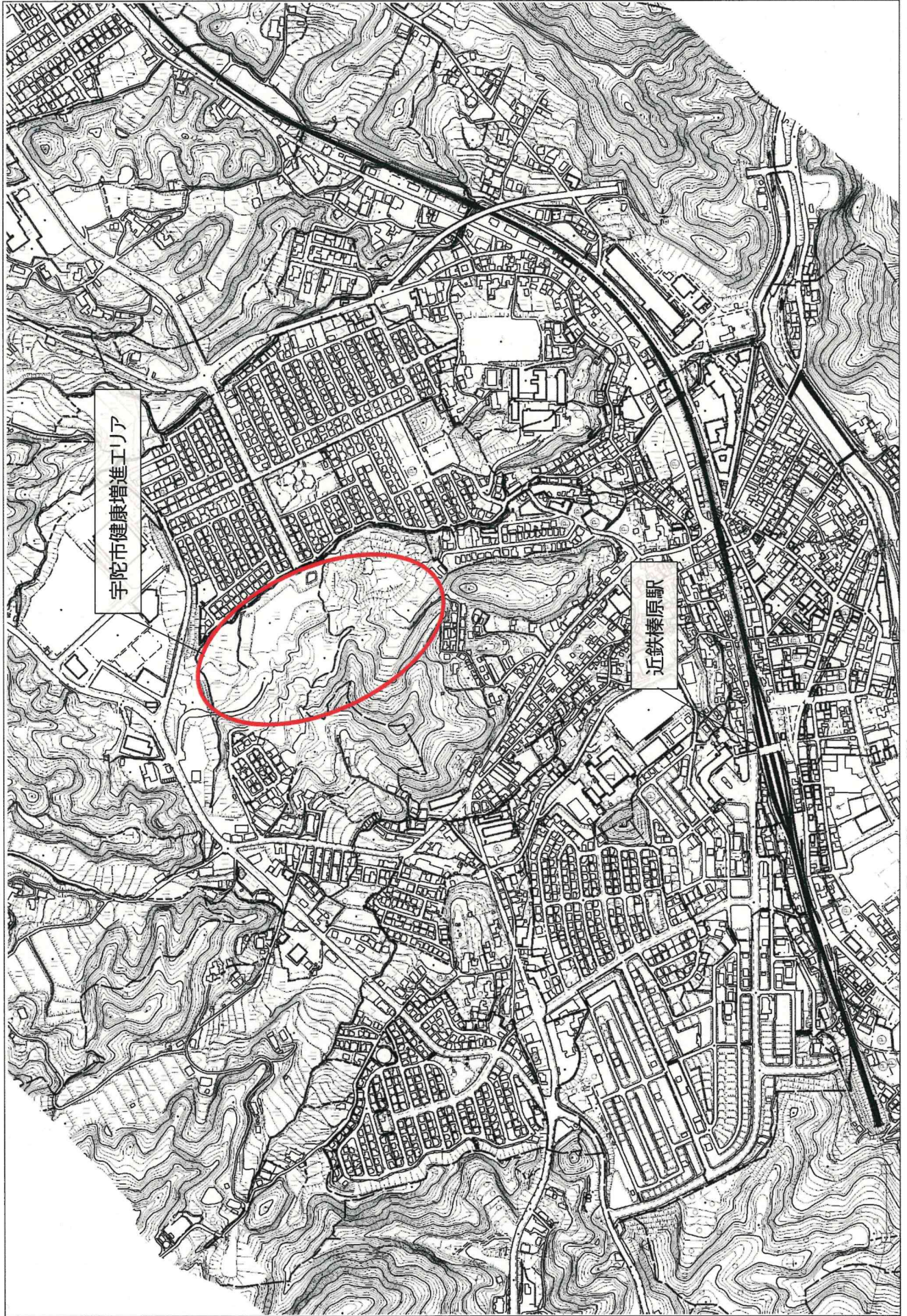
(4) 参考資料

榛原健康増進エリア基本構想策定市民ワークショップ第3回のご報告

<https://www.city.uda.nara.jp/toshikeikaku/openhouse0121.html>

5. その他

本業務について、本特記仕様書に記載のない事項に関しては、別途調査職員と協議するものとする。

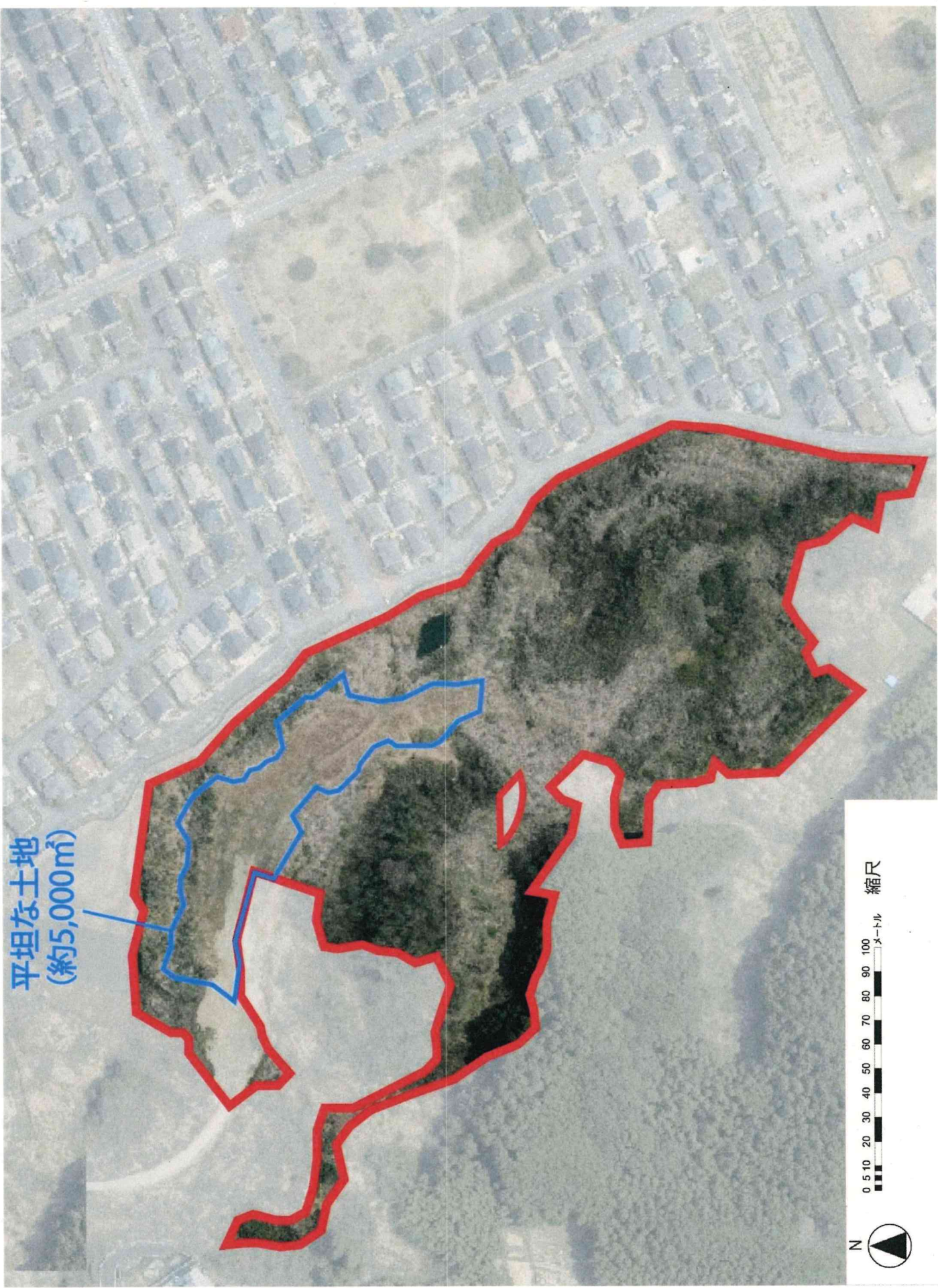


宇陀市健康増進エリア

近鉄榛原駅

1:8,000

0 75 150 300 m



平坦な土地
(約5,000㎡)

